

道路占用許可申請書

新規	更新	変更	土第	号
			年	月
				日

尾張旭市道路管理者
尾張旭市長

殿

水第
年 月 日

〒488-8666

申請者 住 所 尾張旭市東大道町原田2600-1
氏 名 尾張旭市水道事業
名称および 尾張旭市長 森 和 実
代表者氏名 (担当者 Tel (0561)53-2111 内線562)

道路法第32条の規定により許可を申請します。

占用の目的			
占用の場所	路線名	車道・歩道・その他	
	場所	尾張旭市	
占用の物件	名 称	規 模	数 量
	給水管		
占用の期間	許可日 から 年 月 日 まで	占用物件 の 構 造	ポリエチレン管
工事の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	工事实施 の 方 法	開 削 方 法
道路の 復旧方法	現 況 復 旧	添付書類	位置図 他
備 考	指定工事店 Tel 担当 ・舗装復旧については、事前に他の工事関係者と調整します。 ・愛知県建設部の「道路占用工事の実施に関する基準」に基づき実施します。		

道路占用許可書

土第
年 月 日

尾張旭市水道事業
尾張旭市長 殿

尾張旭市道路管理者
尾張旭市長 森 和 実

上記の許可申請について、下記の条件を附して許可します。

記

- 許可の期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 占用料 尾張旭市道路占用条例第2条第2項により免除
- 許可条件
 - ・工事中は、歩行者に十分注意し施工すること。
 - ・交通誘導員及び保安設備を適切に配置し、交通安全に努めること。
 - ・付近住民等地域の関係者に工事の時期内容を事前に周知すること。
 - ・占用に起因して道路管理者若しくは第三者に損害を与え、又は第三者から苦情があった場合には、占用者において、損害賠償又は苦情処理の措置を講じること。
 - ・市長は、管理上必要と認める事項を命じ、又はこの条件を変更し、もしくは追加することがある。
 - ・市長が、業務の必要上施設の移転又は撤去を命じた場合は、申請者はこれに応じなければならない。その費用については、申請者の負担とする。
 - ・この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に尾張旭市長に対して審査請求をすることができます。

